

総務文教常任委員会

日時 H 2 4 . 2 . 1 6 (木)

午前 時 分 ~

場所 第 3 委員会室

1 . 開 議

2 . 日程説明

3 . 議案審査

(企画管理部)

(1) 第 1 号議案 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
< 説明 ~ 質疑 >

(会計管理室)

(2) 第 2 号議案 財産の処分について
< 説明 ~ 質疑 >

4 . 討論 ~ 採決

(休 憩)

5 . 委員長報告の確認

6 . その他

「亀岡市部設置条例」及び関連条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

平成24年度は、栗山市長が公約として掲げた「安全・安心 笑顔と絆の しあわせ実感都市」の実現を果たす3期目の本格的なスタートの年にあたる。

このため、平成24年度行政組織・機構については、第4次亀岡市総合計画と公約を推進する体制を構築することを基本に、以下の方向性及び視点に基づき行政組織・機構改革を行う。

*改革の方向性

- 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～の着実な推進
- 行財政改革プラン2010-2014の着実な推進

*改革の視点

- 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～に掲げるシンボルプロジェクト等事業の円滑な推進を図る組織・機構
- 市民の参画と協働による、にぎわいのまちづくりを推進する組織・機構
- 簡素で効率的な市民にわかりやすい組織・機構
- 限られた人材による柔軟かつ機動的な組織・機構

この組織・機構改革に伴い、亀岡市部設置条例で定めている組織の名称及び分掌事務に改正が生じるので、関連する条例の規定整備も含めて一部改正するものである。

2. 改正条例及び改正内容

(1) 亀岡市部設置条例関係

○「政策推進室」の新設

セーフコミュニティの推進による安全・安心のまちづくりや、公共交通政策、総合的土地活用政策、その他特命事項を推進するため、市長直轄組織として「政策推進室」を設置する。

「政策推進室」の分掌事務は、以下のとおりとする。

- ・「セーフコミュニティに関すること」、「安全・安心のまちづくりに関すること」を明記するとともに、まちづくり推進部から「交通安全対策に関すること」を移管し、さらに安全・安心のまちづくりを推進する。なお、「交通安全対策施設に関すること」は、引き続き、まちづくり推進部が所管する。
- ・まちづくり推進部から「公共交通に関すること」を移管し、JR 千代川駅関連の整備を推進するとともに、バス交通の充実を図る。
- ・資産活用プロジェクトの「市有財産の総合的土地活用政策に関すること」を所管し、土地開発公社保有用地等の利活用について、総合的な企画、調整を行う。
- ・「特命事項に関すること」を明記し、大規模スポーツ施設の誘致などを推進する。

なお、「政策推進室」の設置により、「資産活用プロジェクト」は廃止する。

○企画管理部の「情報化の推進に関すること」を総務部へ移管

「情報化の推進に関すること」を総務部へ移管することにより、行政情報システム事務との一体化により、総合的に情報化施策を推進する。

○「経済部」を「産業観光部」に改称

活力あるにぎわいのまちづくりに向け、産業及び観光の振興を一層図るとともに、市民にわかりやすい部の名称とするため、「経済部」を「産業観光部」に改称する。

○まちづくり推進部に「交通安全対策施設及び駐輪対策に関すること」を明記

「公共交通及び交通安全対策に関すること」を「政策推進室」へ移管する。交通関連施設に関する事務は、引き続き、まちづくり推進部が所管することとし、「交通安全対策施設及び駐輪対策に関すること」を明記する。

(2) 亀岡市交通安全対策会議条例関係

会議の庶務を、「まちづくり推進部」から「政策推進室」に改正

(3) 亀岡市総合農政計画審議会条例関係

審議会の庶務を、「経済部」から「産業観光部」に改正

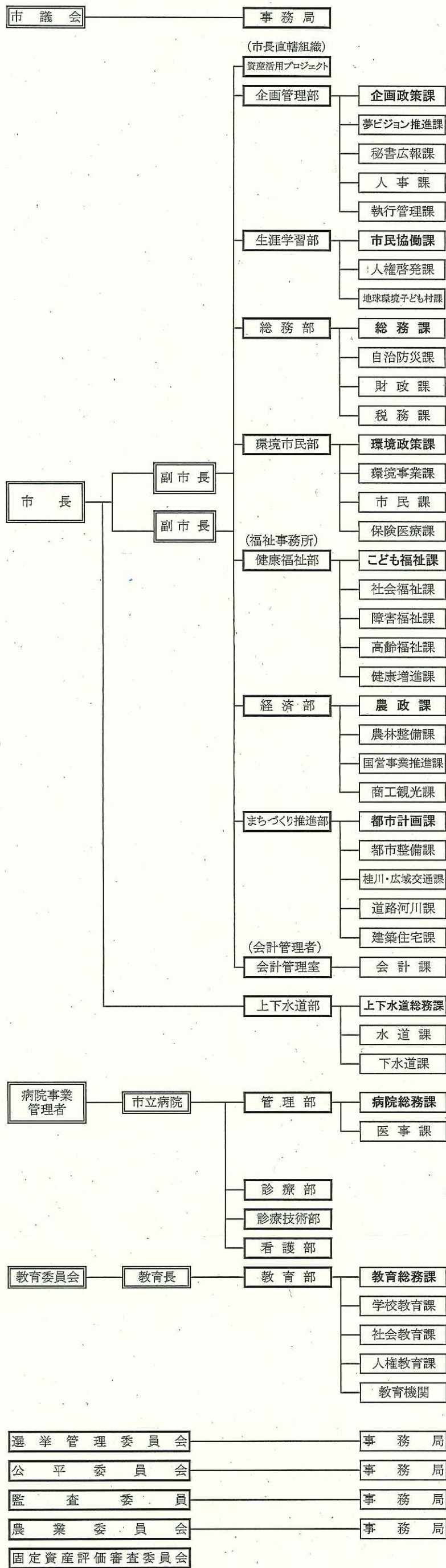
3. 施行期日 平成24年4月1日

4. その他

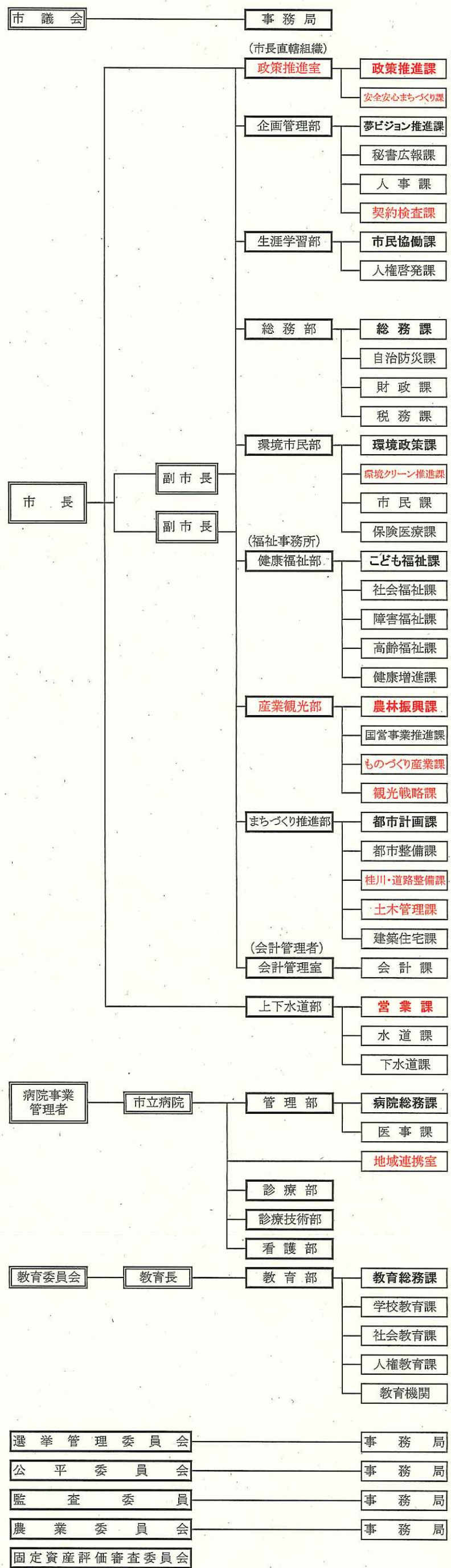
今回の条例改正により、これまでの1プロジェクト、13部、1室の体制から13部、2室の体制となる。

平成24年度 亀岡市行政組織・機構図 (案)
(変更前)

資料2



(変更後)



所在地 亀岡市千代川町今津3丁目1番7 他4筆

位置図



所在地 亀岡市千代川町今津3丁目1番7 他4筆

合成公図等資料

